

発行：特定非営利活動法人 震災リゲイン
東京都港区東麻布2-28-6 Tel:03-3584-3430 <http://shinsairegain.jp>
協力：みえ災害ボランティア支援センター（特定非営利活動法人みえ防災市民会議、公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会、特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、日本赤十字社三重県支部、三重県）

災害後の生活再建 お金と家の 支援制度 基礎知識

今回は伊勢市と玉城町に災害救助法と被災者生活再建支援法が適用されたため、国の特別な支援制度も活用できます。

ご自宅の状況の再確認を！

第一歩



すべてはここから始まる



0 罹災証明書

災害を受けた家屋の被害程度を証明する書類は「罹災（りさい）証明書」と呼ばれます。被災者自身が市町村に

『突然の災害。あのときの対応でよかったのだろうか…』

いったん落ち着いたように見える暮らしの中に、不安は残っていませんか？
確実な生活再建のため、家屋被害や各種制度を見直してみましよう

アドバイザー：岡本正（弁護士・防災士）／佐々木晶二（前・国土交通省国土交通政策研究所長）

このたびの台風21号で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。私たちは東日本大震災以来、被災地のための情報をまとめてきました。今回は三重の「みえ災害ボランティア支援センター」（幹事団体は本頁右上参照）にご協力頂き、生活再建情報をお届けします。

10月22日～23日に三重県に接近した台風21号は、伊勢市や玉城町を中心に大雨による被害をもたらしました。その特徴は一気に水が押し寄せ、一気に引いたことで、見た目は何ごともなかったかのように復旧した地域が少なくありません。しかし、水害は見えないところや、時間がたつてから被害の現れる面もあります。特に浸水家屋の床下などは、十分に乾燥できていないと、あとからカビやシロアリが発生する場合があります。気になる場合は、できるだけ公的機関を通して点検や消毒などを依頼しましょう。

また、金銭面の支援も現在は各種の制度が整っています。伊勢市が配布している資料「台風21号で被害に遭われた方へ」や本紙面も参考に、行政の窓口や弁護士会に相談してみてもいいでしょうか。

ぜひ遠慮せず、困ったときは「声」を上げてください。それが「次」の災害への備えや、他の被災地への教訓にもなります。



2011年の紀伊半島豪雨で紀宝町の被災家屋の掃除をするボランティア。行政も民間も力を合わせて復旧、復興に取り組んだ。撮影：関口威人

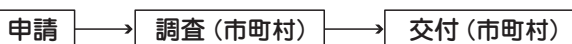
申請し、調査を経て発行されるもの。生活再建支援金の申請、税金や公共料金の減免、各種融資の申請、共済金の支払い請求、義援金の受け取りなど、生活再建の第一歩を踏み出すために必要となる、重要な証明書です。申請から発行までの期間は行政の態勢によりますが、数週間から1カ月以上かかると見込んでおきましょう。

家屋の被害程度は「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部破損」などに区分され、後に受けられる公的支援が異なる場合があります。それを判定する調査は水害の場合、主に外観から浸水の高さを見る「1次調査」と、さらに壁

や柱の傾き、基礎の損傷率などを調べる「2次調査」に分かれます。1次調査で半壊と判定されても、2次調査で半壊以上に見直される可能性もあるということです。

今回、伊勢市は初めから2次調査として詳しく調査に入っており、玉城町でも1次調査からすぐ2次調査を進めています。さらに被災者から依頼があれば再調査ができる制度です。床下など目に見えにくい部分も含めて、あらためて見直す機会をつくってみたいはいかがでしょうか。

罹災証明書 交付手続きの流れ



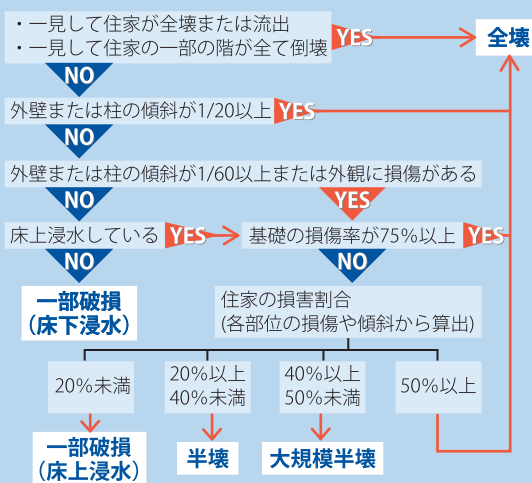
被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満



作成：震災リゲイン（内閣府「罹災証明書の概要」を基に）

被害認定の目安【二次調査】

※戸建ての1～2階建て以外や、外力による損傷がない場合、二次調査から開始



※傾斜1/20とは、例えば計測地点から1mの高さで5cmのずれがあること

作成：山田光（内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を基に）



裏面もご覧ください
（お金や住宅の支援制度ほか）

この号外の内容は今後の災害時、他地域でも活用していただける情報です。防災の学習会などでぜひ活用ください。

お金の支援



1 支援金の支給

生活基盤(住宅)に著しい被害を受けた場合に「世帯」に支給される被災者生活再建支援金。基礎支援金と加算支援金を合わせて最大300万円です(世帯が一人暮らしの場合には減額)。基礎支援金は使い道が自由ですので、災害直後の困難な時期には頼りになる給付金です。差押禁止財産でもありますので、自然災害債務整理ガイドラインを利用して再建資金として全額残せます。罹災証明書の「全壊」「大規模半壊」世帯に加えて、「住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体」した世帯にも支払われます。全壊等の場合には、罹災証明書の発行を受けるタイミングで自治体の窓口申請できるようにすることが通常です。

基礎支援金	住宅が全壊、または被害を受け解体した世帯	→ 100万円
	住宅が大規模半壊した世帯	→ 50万円
+		
加算支援金	建設・購入する場合	→ 200万円
	補修する場合	→ 100万円
	賃貸する場合(公営住宅以外)	→ 50万円

2 弔慰金・見舞金の支給

災害により死亡した方のご遺族に対しては「災害弔慰金」が、災害により精神または身体に著しい障害を受けた方には「災害障害見舞金」が支給される場合があります。災害で直接無くなった方だけでなく、災害が影響して亡くなったと認定された「災害関連死」の遺族にも支払われます。災害弔慰金は最大500万円で、遺族に一定の収入があれば250万円となります。災害障害見舞金は最大250万円、遺族に一定の収入があれば125万円となります。差押禁止財産です。今回、伊勢市では床上浸水以上の被害を対象に、災害見舞金(一世帯2~5万円)が支給されています。玉城町も災害見舞金を支給予定です。別に三重県から見舞金が支給予定です。

3 義援金

義援金は、自治体を通じて、罹災証明書の被害認定の程度や、家族が亡くなるなどした場合に応じて配分されることが通常です。事業所が被災した方についても配分される場合があります。差押禁止財産です。

4 住宅ローン免除・減額

災害によって「個人」の住宅・事業・自動車・その他のローンが支払えなくなった方は、一定の条件を満たすことで、「自然災害債務整理ガイドライン」(被災ローン減免制度)が利用できる場合があります。手元に一定の資金(現金・預金、義援金、支援金、弔慰金などの差押禁止財産、生活必需の自動車など)を残したまま、それ以外の保有

財産では支払えない部分のローンを減免できる制度です。破産のように信用情報(いわゆるブラックリスト)に登録されることなく、連帯保証人にも原則請求されません。個人の再生にとって大きな後押しになる制度です。災害時にはまず、金融機関に問合せ「支払猶予」を申し出、その後に弁護士の無料相談窓口などを通じて利用を検討することをお勧めします。

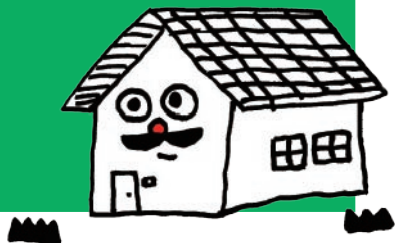
5 その他の支払免除

災害後には、所得税、固定資産税、健康保険料、上下水道代、電気代、ガス代、固定電話代、NHK料金、携帯電話代、保険料、共済掛金など、税金や公共料金、その他月々の支払減免措置・期限猶予などを受けられる場合があります。税務署、自治体、契約している会社に問合せたり、ホームページを確認されることをお勧めします。「罹災証明書」の発行を待つ必要がない場合があります。

6 損害保険・生命保険

証券紛失などで契約会社がわからない場合でも、損害保険協会・生命保険協会に照会することができます。また、損害保険の被害調査を簡略化し、保険金の支払いを迅速化する特例を講じる場合もあります。さらに、月々の保険料や共済料の支払減免や猶予措置が取られる場合があります。まずは契約会社へ問合せをお勧めします。保険協会や各社ホームページにおいても、随時対応を公表していることが通例です。保険証券の紛失時は日本損害保険協会「自然災害損保契約照会センター」に問合せを。契約中の保険会社名や契約内容を調べてくれます。フリーダイヤル 0120-501331

住宅の支援

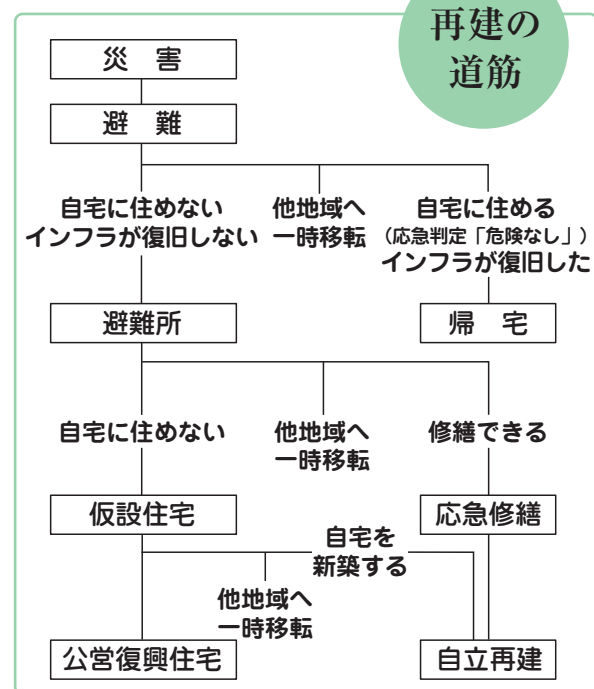


1 被災住宅の応急修繕

住宅が半壊、大規模半壊した場合(全壊でも応急修繕して住める場合を含む)で、仮設住宅を利用しない場合には、被災したご自宅の屋根、居室、台所、トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分は、市町村が業者に委託して修繕を行います。その修理限度額は、1世帯当たり57万4千円。全壊、大規模半壊では所得制限はありませんが、半壊の場合には所得制限があります。実施期間は、災害発生時から1ヶ月で完了に努めることとなりますが、実施期間の延長も認められますので、市町村とご相談ください。なお、上記の応急修繕を越えた部分の本格的な修繕については、住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資(補修資金)」が、金利の一部を国で補助しているため有利です。

2 住宅の自力再建

住宅を再建する場合には、住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資(建築、購入資金)」において、金利の一部を国が補助しています。最長35年固定で、2017年10月20日現在の金利は0.55%です。



この記事のアドバイザー

岡本 正



弁護士・博士(法学)・防災士。災害時の生活再建に着目した防災・減災研修を多く手掛ける。著書に『災害復興法学』 <http://www.law-okamoto.jp/> 「住まい、お金、支払い、行政の支援に関する情報を得ることで、生活を立ち上げるきっかけを作っていただけたらと願っています」

佐々木 晶二



前・国土交通省国土交通政策研究所長。著書に『最新 防災・復興法制』『政策課題別 都市計画制度徹底活用』『都市計画のキホン』。「住宅の応急修繕は地元工務店に、災害融資は地元金融機関に相談されるとよいと思います」

三重台風被害に関する法律相談
三重弁護士会 <http://mieben.info/>
☎ 059-228-2232

被災したみなさん!
生活再建を、気軽に相談できる窓口があります! まずはお電話を!
損害保険のご相談は
そんぽADRセンター
ナビダイヤル 0570-022808
IP電話の場合 092-235-1761 (平日9時~17時)

台風被害 家の片付けなど生活の困りごと相談は、お住まいの市町のボランティアセンター/社会福祉協議会へ



伊勢市災害ボランティアセンター (伊勢市社会福祉協議会)

<http://ise-shakyo.jp/>

伊勢市御園町長屋2767 Tel: 0596-63-6370



玉城町社会福祉協議会

<http://www.tamasya.or.jp/>

玉城町勝田4876-1 Tel: 0596-58-6915

